

平成23年度事業計画

1. 事業方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1～
2. 事業計画（第1次地域福祉活動計画）・・・・・・・・P. 2～
3. 在宅福祉サービス事業計画・・・・・・・・・・・・P. 14～
4. 介護保険事業事業計画・・・・・・・・・・・・・・P. 17～
5. 生活支援事業事業計画・・・・・・・・・・・・・・P. 19～

1. 事業方針

人口の減少をはじめ、少子高齢化や経済状況の悪化等により、家庭や地域社会のコミュニケーションや支え合い、助け合い機能の低下など深刻な福祉課題が生じており高齢者や障害者、生活困窮者など日常生活を維持していく上でさまざまな支障が生じています。

さらに、社会的要因による自殺者の増加や高齢者の孤独死、児童虐待やいじめ、ひきこもり、家庭内暴力など生命にかかわることや、「悪徳商法」による被害等安全と安心が大きく揺らいでおり、地域の中でさまざまな支援を必要とする人が増えてきています。

このような中で、本会は、地域の福祉力を推進するため「みんなでつくろう！一人ひとりが輝く ふれあいのまちづくり」を基本理念とする第1次地域福祉活動計画を、平成20年度からスタートし、本年は4年目を迎えます。特に今年度は、市の「第2次地域福祉計画」策定の年でもあり、積極的に計画策定に参画し地域福祉の推進を図るため社協の役割を改めて位置づけるとともに、平成25年度からスタートする社協の「第2次地域福祉活動計画」策定に向けて課題整理や「第1次地域福祉活動計画」の達成、評価も必要です。

今年度の重点事業は、社協活動についてより住民への理解を広げるため啓発活動を充実するのをはじめ、現在推進している福祉委員や地域福祉推進組織による見守り活動、サロン活動など小地域福祉活動の推進、新たなボランティア活動の取り組み、組織体制や財政基盤の強化検討に取り組むほか、第2回京丹後市社会福祉大会の開催や地域福祉権利擁護事業、生活福祉資金貸付事業の相談体制の充実等、行政をはじめ福祉関係機関、団体等との連携を強化し「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現を目指します。

2. 事業計画

(1) 基本目標①「だれもが主役のまちづくり」

事業名及び事業目的	事業達成目標及び具体的施策
福祉活動啓発活動	
<p>広報紙発行・他の機関の広報紙の活用 (NO. 1)</p> <p>本会活動や事業紹介、福祉に関する理解と啓発を目的に情報発信を図る。</p>	<p>広報紙「こころ」は、見やすく親しみやすい紙面づくりを心がけ、伝わる広報とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行回数は年6回、常に新しい情報を提供する。 ・写真やイラストを使い、視覚的にも伝わる工夫をする。 ・事業や福祉活動の紹介(特集記事)、ボランティア情報の充実を図る。 ・市おしらせ版等、他の広報紙を活用するとともに、市のケーブルテレビの活用についても検討する。
<p>ホームページの内容充実 (NO. 3)</p> <p>情報を随時発信することで、住民が最新の福祉情報を得やすくする。</p>	<p>ホームページ訪問者を増やし、市内外へ広範囲に情報を伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲載情報を定期的に更新する。 ・見やすく、興味を引く内容にする。 ・行事や助成金情報等を随時掲載する。 ・地域の活動等を紹介する。 ・市ボランティア連絡会のコーナーを設ける。
住民懇談会の充実	
<p>住民懇談会 (NO. 4)</p> <p>住民ニーズの把握並びに社協活動理解の機会とし、地域福祉活動の推進を図る。</p>	<p>平成24年度に策定する第2次地域福祉活動計画に向けて、地域の課題や住民の要望を広く聴く機会とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区毎の開催を基本とし、各町の状況にあわせて実施する。 ・社協の行う事業についての説明や福祉委員活動の紹介、小地域いきいきネットワーク活動の事業紹介も併せて行い、社協活動への理解を広める。 ・市防災行政無線や市のお知らせ版等で住民に広報し参加を促す。
学生への福祉学習	
<p>社会福祉体験学習実施方法の検討 (NO. 6)</p> <p>中学生や高校生が、福祉への理解と関心を高めることを目</p>	<p>希望する学生が参加しやすく効果が得られる体験となるよう対象者や実施時期等、従来の実施方法の見直しを行う。</p>

<p>的とする社会福祉体験学習の実施方法を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果等を分析し、これまでの成果と課題を検証する。 ・ 学校や福祉施設と新たな実施方法について協議を行う。
<p>学校福祉教育への協力 (NO. 7)</p> <p>ボランティア活動や身近な福祉資源にふれる中で、福祉への理解と思いやりの心を育てる学校主催の福祉学習に協力する。</p>	<p>学校からの希望に応じ、福祉教育の目的が達成できるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本会職員を福祉教育や体験指導の講師として派遣するとともに、学校独自の福祉教育の内容を把握する。 ・ 保育所、小学校、中学校への活動助成による福祉教育を推進する。
<p>地域での福祉学習</p>	
<p>地域住民を対象とした福祉学習や研修会の推進 (NO. 8)</p> <p>地域住民が福祉について学び、関心を高めることで地域の福祉力を高める。</p> <p>※小地域いきいきネットワーク活動事業内</p>	<p>小地域いきいきネットワーク活動事業の重点活動である「地域住民への福祉学習」の実施推進と内容の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師や活動事例を紹介し、実施地区の拡大を図る。 ・ 活動状況を把握し、内容を広報紙やホームページに掲載する。
<p>福祉のまちづくり研修会 (NO. 9、10)</p> <p>地域に暮らす住民が互いに支えあう福祉のまちづくりのため、関係機関と連携しながら自主的な住民の活動の輪を広げる。</p>	<p>住民の誰もが福祉の対象であると同時に担う立場でもあることを理解し、福祉活動を広げる機会とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回京丹後市福祉大会に「福祉のまちづくり研修会」の要素を取り入れる。 ・ アンケート結果や過去の実績を参考に、今後の実施方法等を検討する。
<p>福祉委員活動の育成</p>	
<p>地域福祉委員会の組織化 (NO. 11)</p> <p>福祉委員制度の見直し (NO. 13)</p> <p>地区福祉委員の代表等が情報交換を行い、相乗的に福祉委員活動や小地域福祉活動の推進を図る。</p>	<p>地域福祉推進の中心となる福祉委員の設置を進め、身近な地域の相談役となる活動者を広げる。地域福祉委員会活動を支援し、福祉委員が活動しやすい環境を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉委員の役割を地域福祉委員会で確認し、理解を深める。 ・ 地域福祉委員会で活動報告や事例発表等を行い、成果や課題を共有する。 ・ 福祉委員活動について区や関係者の理解と協力を求める。 ・ 住民懇談会やサロン担い手研修会を実施する。 ・ 平成24年度の福祉委員改選に向けて、福祉委員の選出基準や任期等について、協議検討を行う。
<p>地域福祉推進組織の組織化と活動推進</p>	
<p>(NO. 14、15)</p> <p>地区や連合区を単位に、福祉委員を中心とした地域福祉の</p>	<p>小地域福祉活動の推進基盤である地域福祉推進組織の組織化と運営の安定を支援するとともに、限界集落や組織化が困難な地区の状況を把握し、広域でのネットワーク化を検</p>

<p>推進基盤（地域福祉推進組織）を組織化し、複数体制による効果的な小地域活動の推進を図る。</p>	<p>討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区の地域福祉推進組織の実情や未組織区の現状を把握し、効果的に活動できる単位での組織化を進める。 ・組織化が困難な地区への対応や広域連携について、地域福祉委員会や住民懇談会等で要望や意見を聞く。
<p>ボランティアセンター機能の充実</p>	
<p>相談窓口の充実（NO. 17） 活動希望者や支援希望者、またボランティアについての情報を必要とするかたへ、的確な情報が提供できるよう相談窓口の充実を図る。</p>	<p>誠実で適切な対応を行い、相談窓口として利用しやすい環境を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する民間助成金や保険、講座等の情報収集と提供を行う。 ・情報発信を行うとともにボランティア活動の機会を充実する。 ・相談内容の記録化と情報共有を行い、相談技術の向上に努める。
<p>ボランティアの情報発信（NO. 18） ボランティア情報を発信し、関心と参加を促すとともに、センター機能の啓発を図る。</p>	<p>広報紙やホームページ等の媒体を活用しボランティアに関する情報発信を行い活動の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くのボランティア情報が発信できるようボランティア情報に関する記事の拡大や情報紙の活用等、情報発信の機会を増やす。 ・活動事例やボランティアの募集記事等を掲載し、新たな活動への参加の機会を促進する。
<p>ボランティアの需給調整（NO. 19） 支援希望者と活動希望者の需要と供給を的確に結びつけることにより、ボランティア活動の推進と、住みよいまちづくりを進める。</p>	<p>ボランティアのニーズを把握し、的確な需給調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スムーズな調整を行うため、相談の記録化と情報の共有化を図る。 ・ボランティアのニーズに関する調査を実施し、活用について検討する。
<p>新たなボランティアの開拓と育成（NO. 22） ボランティアの理解を広め、活動者を拡大する。</p>	<p>市民生活の中で、必要となっているボランティア活動を研究し、新たな視点での講座を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動者から意見を聞き、講座内容を企画する。 ・新たに施設介護ボランティアの取り組みを行う。ボランティア受入側（福祉施設等）からも意見を聞き、必要とされているボランティアを養成する講座を8月に実施する。
<p>企業ボランティア活動支援（NO. 26）</p>	<p>企業のCSR（社会的責任）活動の一環として、地域貢献活動やボランティア活動への</p>

<p>福祉と企業が連携し、新たな活動やしくみをつくり、地域の活性化を図る。</p>	<p>理解と普及に努めるとともに、社協が企業とともに協働して活動を行っていくことをPRし、新たなボランティア資源の開拓を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の地域貢献活動やボランティア活動についての解説や事例紹介等のチラシを作成し、あらゆる機会に説明するとともに社協が協働で進めていくことを広報する。 ・商工関係イベントでブースを開設し、企業の地域貢献活動やボランティア活動についての理解をPRする。(京都府社会福祉協議会と協働して実施)
<p>ボランティアまつりの企画 (NO. 27) 実施体制及び内容について企画する。</p>	<p>ボランティア活動の拡大につながる事業と位置付けて、開催目的や意義等について関係機関や団体と協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア連絡協議会等で意見を聞くとともに様々な機関や団体と協議を行う。
<p>ボランティア活動推進とボランティア連絡協議会の充実</p>	
<p>活動支援 (NO. 30) 助成金の見直し (NO. 31) ボランティアが活動しやすい環境をつくり、持てる力を発揮できるよう支援する。</p>	<p>ボランティア活動の拡大と充実を図るための支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間助成事業の案内や活動備品等の貸し出しを行う。 ・広報やホームページ等で活動の紹介や募集の情報発信を行う。 ・より効果的なボランティア活動支援となるよう、活動助成の見直しを行う。
<p>町ボランティア連絡会 体制・運営の安定化の支援 (NO. 32) ボランティアグループ間の連携と活動推進 (NO. 33) 町域の身近なグループ間の連携により、活動の広がりや充実を図る。</p>	<p>各町の支部体制が安定した運営となるよう支援し、参加グループの主体的な活動の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町単位での役員会や事業を開催し、グループ間の情報交換や交流の機会を持つ。 ・お互いの活動を知り、連携した活動展開を支援する。
<p>市ボランティア連絡会 組織体制・運営の安定化の支援 (NO. 34) 町ボランティア連絡会間の連携と活動推進 (NO. 35) 関係機関との連携 (NO. 36) ボランティア連絡会助成金見直し (NO. 37) 広域連合組織として構成員の意識を高めるとともに、市域のボランティア活動全体の向上を図る。</p>	<p>組織運営のあり方について再検討し、機能的な体制とボランティアグループ同士の相乗的な活動の展開を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員会や交流会等、情報交換や交流の機会を持つことで、町域を越え互いの活動を知り連携を深める ・ボランティア紹介冊子を作成し、活動の情報発信とともにボランティア連絡会としての認知を高める。 ・運営の安定化と自立に向けた活動組織体制への検討する。 ・社協ホームページに市ボラ連のコーナーを設け活動啓発を行う。

関係機関、団体との連携・ネットワーク化	
地域福祉推進ネットワーク会議の充実（NO. 39、40） 関係機関や団体（行政・民児協・自治会・地域福祉推進組織等）による市域のネットワーク会議を開催し、連携して小地域福祉活動の推進を図る。	地域福祉推進ネットワーク会議を開催し、情報交換や意見交流等を行い、関係機関が連携し効果的な事業推進を図る環境をつくる。 ・推進会議を年3回開催し、内容の充実を図るとともに、他の機関や団体が開催する会議との連携を図る。
関係機関や団体との情報の共有と連携（NO. 41） 効果的な事業展開を図るため、常に関係機関や団体と連携することを基本とする。	本会がリーダーシップを発揮して積極的にパートナー化を推進する。 ・他団体に本会事業への理解と協力を依頼するとともに、他団体からの意見や要望を調整し連携する。

(2) 基本目標②「安心して暮らせるためのしくみづくり」

事業名及び事業目的	事業達成目標及び具体的施策
わかる福祉情報の発信 (NO. 42、43、45) ひとり暮らし老人や障害者等、情報が伝わりにくい方に、必要な情報をわかりやすく伝える仕組みを構築する。	本会広報担当者を中心とした福祉情報発信研究班において福祉情報伝達の現状を検証し、わかりやすい情報と効果的な伝達方法について研究を行うとともに、情報発信者を対象とした研修会を開催する。 ・研究班による、具体的な調査、研究を行う。 ・当事者団体へのアンケートや懇談会の意見を反映する。 ・わかりやすい情報を伝える工夫をテーマとして、福祉関係者や団体等を対象とした研修会を5月に開催する。
支援活動のための個人情報の取り扱い (NO. 50、51) 地域住民による個別支援活動の推進を図るために、要配慮者等の個人情報の取り扱いについて理解を深める。	福祉委員や地域福祉推進組織が個人情報の取り扱いについて正しく理解し、見守り活動や個別支援活動の推進を図る。 ・個人情報の取り扱いについて、機会あるごとに説明するとともに、取り扱い状況を点検する。
相談体制の確立 (NO. 54、55、56) 住民が地域の中で安心して相談できるとともに、解決につ	相談から解決に向けた支援のため、福祉委員や地域福祉推進組織及び民生児童委員等の関係者と連携して相談支援活動を行う。

<p>ながるしくみをつくる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者等社会的支援が必要な方の自立支援に向けたパーソナルサポートサービスに行政や関係機関とともに取り組む。 ・関係団体と連携し、相談から解決に向けた支援のための仕組みを確立する。 ・相談機能を活かすため、相談支援活動について周知を図る。 ・本会役職員、福祉委員、ボランティア、関係者を対象とした相談技術向上の研修会を大宮町と丹後町の地域をモデルとして開催する。
<p>地域で見守りネットワークの形成</p>	
<p>「地域で見守りネットワーク」づくり (NO. 61) 何らかの支援を必要とする方が地域の中で、安心して生活できるよう、地区、地域福祉推進組織等による見守り活動を推進する。</p>	<p>小地域いきいきネットワーク活動事業の基本である見守り活動の定着並びに高齢者見守り隊事業の積み上げとして、高齢者見守り隊強化事業を適用し具体的な見守り活動の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動の実施状況を点検し、必要な支援を行う。 ・これまで地域要配慮者安心ネットワーク事業でモデル指定した区や見守り活動の強化を図る団体等を支援する。 ・9月に開催する地域福祉推進研修会において見守り活動における内容やノウハウの習得を図る。
<p>子育て支援ネットワークの形成</p>	
<p>「子育て支援活動ネットワーク」づくり (NO. 64) 子育てに関する事業や取り組みを行う機関や団体が情報を共有し、連携しながら子育て支援ができる体制づくりを進める。</p>	<p>各町を単位に「子育て支援関係機関・団体懇談会」を開催し、子どもを取り巻く環境や子育て支援状況を把握し、連携して子育て支援活動の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や団体と連携し、課題の整理を行う。 ・子育て支援の必要性と各機関の活動内容を把握し、連携のあり方を検討する。
<p>災害時等福祉救援マニュアルづくりと運用</p>	
<p>市との連携によるマニュアル運用 (NO. 76、81) 京丹後市災害時要援護者避難支援プラン(マニュアル)に基づいた要援護者支援及び災害復旧を円滑に行うための研修を市と連携して進める。</p>	<p>京丹後市災害時要援護者避難プラン(マニュアル)の各段階における本会の担う役割を再点検し、災害に備えた準備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区主催の防災訓練と連動した要援護者避難支援マニュアルに基づく研修会を8月に網野町内の区で実施する。
<p>災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しと訓練</p>	
<p>実地訓練 (NO. 83)</p>	<p>災害発生時に円滑なセンターの運営ができるよう訓練を行うとともに、災害ボランティ</p>

<p>災害ボランティア事前登録制度の運用（新規）</p> <p>実地訓練、災害ボランティア事前登録等、災害に備えた準備を行う。</p>	<p>ア事前登録制度をPRし、登録者の増加を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の防災訓練と合わせたセンター立ち上げ訓練を行い、マニュアルの検証を行う。 ・広報等により災害ボランティア事前登録制度をPRし、登録者を増やすとともに、登録者の研修をセンター立ち上げ訓練と合わせて実施する。
---	--

(3) 基本目標③「人と人との豊かにふれあう環境づくり」

事業名及び事業目的	事業達成目標及び具体的施策
<p>ふれあいサロンの設置と活動の充実</p>	
<p>活動支援内容の見直し（NO. 86）</p> <p>人と人との「ふれあいの場」として、地域住民主体の高齢者ふれあいサロンや、さまざまな形態のサロンの設置と活動を推進し、地域や団体の活動として定着させる。</p>	<p>だれもが身近なところでふれあう機会を進めるため、新規サロン活動の立ち上げを支援するとともに、既存の活動については、活動が継続できる環境と、その内容の充実が図れるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民にサロンの理解を広げるため、広報紙等で活動を紹介する。 ・活動費助成、活動のための相談支援、レクリエーション器具の貸出、講師派遣等、支援を行う。 ・活動の継続を図るため、行政・区・関係機関や団体等の協力を求める。 ・新規の立ち上げと既存の活動における課題解決を図るために、助成内容等について、地域福祉委員会や地域福祉委員会合同会議で協議し、活動支援方法を検証する。
<p>活動担い手研修交流会（NO. 87）</p> <p>サロンの担い手を対象に研修会を開催し、新規サロンの設置と活動充実を図る。</p>	<p>研修交流会を町ごとに開催し、課題や効果等について意見交流を図り、町全体並びに各々のサロンの充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修交流会を地域福祉委員会と合同で開催する。 ・サロン未設置地区の福祉委員や民生児童委員の参加を促す。
<p>福祉のニーズ発見（NO. 88）</p> <p>実施者が参加者の参加ニーズを把握した効果的なサロン運営を行う。</p>	<p>実施者が参加者のニーズを反映したサロン運営を図るとともに、要望や意見を把握し効果的な運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動担い手研修交流会等を実施し、参加者ニーズを反映したサロン活動の必要性を学習する。
<p>住民懇談会（NO. 89）</p>	<p>《＝NO. 4》</p>
<p>地域主催サロン推進（NO. 90）</p>	<p>実施地区の拡大と活動の充実を図るとともに、担い手やリーダー不足、実施場所、参加</p>

<p>福祉委員や地域福祉推進組織が実施する地区を単位とした住民主体のサロンの設置並びに活動の拡大を図る。</p>	<p>方法、参加者対策、設置困難地区への対応等の課題について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動費助成、講師は検討による活動支援を行う。 ・住民懇談会や地域福祉委員会、担い手研修交流会等において、活動の充実と課題解決に向けた取り組みについて意見交流を行う。 ・サロン未設置地区の状況を把握し、「お試しサロン」等を行い、具体的な支援を実施する。
<p>当事者サロン活動支援と全市普及 (NO. 91、92)</p> <p>当事者組織主催によるサロン活動を支援し、当事者組織活動層の活性化とサロン活動の拡大を図る。</p>	<p>当事者組織の状況を把握し、主体的なサロンの充実と拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動費助成、ボランティアや講師派遣等による活動支援を行う。 ・当事者サロン固有の運営課題について把握し、福祉施設等、関係機関や団体とのネットワークを通じて、課題解決を図る。
<p>ボランティア等主催のサロン支援 (NO. 93)</p> <p>ボランティアによる地域住民等を対象としたサロン活動を支援し、ふれあいの場を広げる。</p>	<p>ボランティアによる市民活動型サロンの推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア基金運用益による活動費助成や相談支援、活動事例の紹介、レクリエーション道具の貸出、ボランティアや講師派遣等による活動支援を行う。
<p>小地域ふれあい活動の推進</p>	
<p>活動の推進 (NO. 96)</p> <p>地域福祉推進組織や福祉委員による住民の主体的な小地域福祉活動を推進する。</p>	<p>小地域いきいきネットワーク活動事業の推進により、活動を継続的に支援するとともに、限界集落や実施困難地区への対策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やDVD等で活動事例を紹介し、小地域いきいきネットワーク活動事業の充実と拡大を図る。 ・実施困難地区の状況を調査し、助成基準の見直しと必要な支援を行う。 ・地域福祉推進を目的とした研修会を9月に開催する。
<p>世代間交流活動の推進</p>	
<p>(NO. 97)</p> <p>各世代にとって効果的である世代間交流を推進する。 ※小地域いきいきネットワーク活動事業内</p>	<p>小地域いきいきネットワーク活動事業の重点である世代間交流活動や、保育所、小中学校の児童生徒と高齢者との交流を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施の目的や活動事例を広報紙等で紹介する。 ・福祉教育としてのテーマを統一し、そのテーマに基づいた交流事業を実施する。
<p>当事者組織の組織化と活動支援</p>	
<p>組織調査とニーズの把握 (NO. 100、101)</p>	<p>当事者組織の現状及びニーズを把握するため、懇談会や各団体とのヒアリングを行う。</p>

当事者組織の現状及びニーズを把握し支援策を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査や懇談会の結果を分析し、個々のニーズや課題を把握するとともに、団体に応じた支援策を検討する。
組織化・組織活動支援 (NO. 102、103) 組織化と組織の活動を支援し、当事者組織の機能を活用した課題解決を進める。	組織化と組織活動を促進するための課題の抽出と解決への支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・京都府内父子ネットワークや各種ひとり親世帯支援事業等を通して父子会等の活動を支援する。
広域福祉活動支援事業	
複数の機関や団体等が連携して取り組む形態である福祉的な活動を支援し、広域な福祉活動の推進を図る。	事業活用の周知を図り、新たな実施団体による福祉活動の推進と現実施団体の活動を支援し、新たな枠組みによる福祉活動を広げる。 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙をはじめ、機会あるごとに事業周知を図るとともに、現在の活動を紹介する。 ・2年目・3年目となる実施団体の活動を支援する。 ・広域的で自立した福祉組織となるよう活動を支援し、地区社協または校区社協の設立を目指す。

(4) 基本目標④「地域生活を支えるサービスづくり」

事業名及び事業目的	事業達成目標及び具体的施策
住民が担い手となって行うサービス (NO. 107～112) <ul style="list-style-type: none"> ・雪下ろし・雪すかし事業 ※在宅生活支援事業 地域住民が地域の中で安心して生活できる仕組みとして、住民が担い手となって行うサービスの充実と開発を行う。	既存の制度やサービスに該当しない福祉ニーズの把握を行い、住民が担い手となって行うサービスの必要性和新たなサービスについて検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の中で課題や福祉ニーズの把握を行い、サービスの充実を図る。 ・市域における住民参加型相互援助サービスの実施並びに住民や地域の個別ニーズに応じた新たな住民主体の地域生活支援事業の検討を行う。
本会主体の地域生活支援事業 (NO. 113、114、115、117) <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助事業 ※在宅生活支援事業 ・福祉有償運送事業 ※在宅生活支援事業 ・生活福祉資金貸付事業 ※生活支援事業 住民の日常生活を支援する本会主体事業を、より効果的な	事業内容の周知を図り、適切な事業運営を行うとともに、効果を検証しながら良いサービスの提供に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業について広報紙等で周知する ・制度の動向を見据え、事業内容の理解を高める研修を関係者を対象に実施する。 ・利用者の増加に対する体制等について検討する。

事業となるよう、市や関係機関と連携しながら運用する。	
共同募金事業 (NO. 118、119) 誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、効果的な募金活動と事業の実施を住民をはじめ関係機関と連携しながら進める。	関係機関と連携し、効果的な共同募金運動になるよう理解と協力を得ながら実施するとともに、募金管理の徹底を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・募金活動実施前に共同募金運営委員会等で共同募金活動について検討し、効果的な募金活動を行う。 ・募金管理を徹底する。 ・配分事業は、関係機関と連携を取りながら実施し、使途については広報等で住民へ公開し募金の増額を図る。 ・配分事業実施については、その全てが公開されることから、適正に実施するとともに、適格な指導を行う。

(5) 基本目標⑤「みんなと共に歩む社協組織づくり」

事業名及び事業目的	事業達成目標及び具体的施策
活動理念と目標設定	
活動理念と目標等の設定 (NO. 120) 地域の福祉力向上を目指し、役職員間で理念と目標の共有化を図る。	少子高齢化が進み無縁社会が叫ばれる中、地域住民の福祉・ボランティア活動への参加や福祉サービス等の充実がより求められている。地域福祉の推進を図る役割を果たす本会の活動の柱となる活動理念について検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・役職員で作成し共有化を図る。
本会事業・活動の検討 (NO. 121) 組織機構も含めて本会の事業や活動のあり方を検討する。	本会の組織機構のあり方や事業活動全般について検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・社協組織、財政を含めた強化計画の策定について検討する。 ・各部会や委員会、職員会議等で協議する。
地域住民、行政、福祉関係機関との連携強化や情報共有化方策の検討 (NO. 122) 関係機関等とのネットワークを図る。	行政や福祉施策関係機関や団体、地域住民等による地域福祉推進ネットワーク会議で、小地域福祉活動の推進や課題解決を目指した情報交換をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進ネットワーク会議を開催する。 《関係機関や団体との情報の共有化と連携 (NO. 41) 関連》 《地域福祉推進ネットワーク会議の充実 (NO. 39, 49) 関連》
住民、福祉関係者との座談会、研修会、説明会	地域における福祉課題やニーズを把握するため、住民懇談会をはじめ社協関係者による

<p>(NO. 123)</p> <p>地域の福祉課題（ニーズ）の把握や社協への理解、協力促進を図る。</p>	<p>情報交換等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長連絡協議会、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会等組織からの選出区分の理事による情報交換の場を開催する。年間
<p>役員、職員研修会、職場内研修の実施 (NO. 125)</p> <p>役職員の学習の機会を設け資質向上を図る。</p>	<p>福祉の動向を的確に捉え、積極的に研鑽と知識の習得を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職員研修 第2回丹後ブロック社協役職員研修会（6月） 第5回全国校区・小地域福祉活動サミット in 宇治への参加（11月） ・職員研修を実施する。
<p>本会活動などの住民への周知・公聴活動</p>	
<p>京丹後市社会福祉大会の実施 (NO. 127)</p> <p>調査・公聴活動の検討と実施 (NO. 128、129)</p> <p>アンケートや懇談会を通じて地域のニーズや社協活動への評価や意見を把握する。</p>	<p>福祉関係者が一堂に会し、地域福祉の推進や安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指すことを目的に社会福祉大会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回京丹後市社会福祉大会の開催（7月） 住民懇談会や各種の研修会等を通じて、本会活動に対する意見や提言、要望を収集し、今後の事業活動に活かすとともに、社協活動全般のPR活動を行う。 ・住民懇談会や事業を通じて意見や要望を集約する。 住民への社協の周知を図る活動の一環としてキャラクターの募集を行う。 ・マスコットキャラクターの募集と活用
<p>組織・管理体制の強化</p>	
<p>(NO. 130～132)</p> <p>組織体制の再構築</p> <p>危機管理体制マニュアルの作成</p> <p>危機管理体制マニュアルによる危機管理の実施</p> <p>組織体制の再構築について検討する。</p>	<p>組織体制の構築について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制や本所、支所のあり方について検討する（年間）
<p>財政基盤づくり</p>	
<p>(NO. 133, 134)</p> <p>財政基盤の検討委員会の設置</p> <p>財政基盤強化活動の評価・点検</p> <p>財政基盤の強化についてさまざまな角度から検討を行い、</p>	<p>財政基盤の確立について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人運営部会で検討する（年間）

基盤強化の方法を探る。	
<p>社協会員についての見直し (NO. 136)</p> <p>会員増強、啓発活動 (NO. 137)</p> <p>会員の減少についての原因、問題点を探り、会員制度の見直しも含めて自主財源の確保に努める。</p>	<p>自主財源確保のため、会員の拡大、増加について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会費制度の充実について検討する(年間)
<p>寄付、基金運用についての検討 (NO. 138)</p> <p>寄付についての啓発 (NO. 139)</p> <p>寄付金や地域福祉基金の運用及び有効な活用を検討し周知に努めることで理解を広げる。</p>	<p>寄付金という特定財源であるため、確実に、安全な運用と活用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金の使途と有効活用について検討する。 ・寄付金の使途を明らかにし、周知する。
<p>助成金活用 (NO. 140)</p> <p>民間助成金を活用し自主財源の減少を防ぐ。</p>	<p>各種民間基金や財団等が実施している福祉関係助成事業を積極的に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種助成金の情報を収集し活用する ・本会以外の福祉関係活動団体やボランティア団体等へも積極的に広報するとともに、活用を拡大する。
活動計画の推進	
<p>計画周知 (NO. 142)</p> <p>地域福祉活動計画を住民に周知するため、あらゆる機会でも広報する。</p>	<p>4年目となる地域福祉活動計画の着実な実施と実行に努めるとともに、広く住民に周知するため広報紙やホームページに掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民懇談会や行事、各種の事業において、機会あるごとに計画内容を周知PRする。 ・広報紙、ホームページを活用する。
<p>計画点検・評価委員会の設置・点検 (NO. 145)</p> <p>住民並びに関係機関の視点による活動計画の進捗状況と効果の検証を行い、計画的に事業展開を図る。</p>	<p>評価委員会による点検と評価を行う、未到達課題についての達成方法を検討するとともに市の第2次地域福祉計画策定に参画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会による評価、点検をする。 ・市の第2次地域福祉計画策定へ参加する。
福祉サービス事業運営の検討	
<p>(NO. 146、147、149)</p> <p>福祉サービス(受託・自主など)の検討</p> <p>自己評価、第三者評価について検討</p> <p>苦情対応システムの検討</p>	<p>介護保険事業や高齢者福祉サービス事業、障害者介護サービス事業等についての検討と評価を行うとともに、苦情対応について実施し利用者へのサービスの質の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価を受診する。 ・利用者からの苦情や要望を積極的に受け入れ、サービス内容の向上に努め、信頼され

<p>苦情対応システムの実施</p> <p>本会の福祉サービス事業について今後のありかたも含めて検討する。</p> <p>苦情対応システムの実施によりサービスの質の向上を図る。</p>	<p>る事業運営に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会の福祉サービス事業について今後のあり方を検討する。
--	--

3. 在宅福祉サービス事業 事業計画

(1) 健康・生きがいつくり事業

事業名及び事業目的	事業達成目標及び具体的施策
<p>京丹後市丹後老人福祉センター管理運営事業（指定管理：丹後）</p> <p>高齢者が自主的に教養講座やレクリエーション活動を行うことで、心身の健康保持や、介護予防を促進する。</p>	<p>施設全体の有効活用を図るため、新たな利用方法を検討するとともに、高齢者の憩いの場や生きがいつくりの場として、また温泉入浴施設も活用し利用の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報により利用促進を図る。 ・すこやか大学事業と鍼灸事業を継続して実施する。 ・老朽化した施設や器具备品の更新を市と協議する。
<p>すこやか大学事業（受託：丹後）</p> <p>高齢者の豊かな経験と知識や技能等を活かし、一人ひとりの学習意欲に応じた講座を設けることにより、高齢者の生きがいつくりと社会参加を促進する。</p>	<p>高齢者の生きがいつくりや仲間づくりの場となるように参加しやすい環境を整え、新たな参加者の増加を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、広報等により参加者を募集する。 ・講座内容の見直し、検討。
<p>鍼灸事業（丹後）</p> <p>高齢者を始めとして健康の保持促進に不安のある方や体力の維持向上を図るため、鍼灸事業を行う。</p>	<p>明治国際医療大学が実施する教育治療実習を活用して、高齢者や近隣利用者を対象に送迎を行い実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者以外の住民への事業実施の周知を図る。 ・新たな利用者拡大のためにその方策について検討する。 ・事業継続の方向性について検討を行う。

(2) 介護予防事業

事業名及び事業目的	事業達成目標及び具体的施策	
生きがい活動支援通所事業（受託）		
<p>家に閉じこもりがちな在宅の高齢者に対し、送迎、生活指導、給食サービス、アクティビティ等のサービスを提供し、高齢者が生きがいを持って自立した生活を送るとともに心身機能の維持向上を図ることを目的とする。</p>	<p>高齢者が自立した生活を維持継続するとともに、日常生活の活性化に役立つよう支援する。生きがいデイサービスを利用することにより、生活に対する活力と社会生活の維持や生きがいを持って利用な内容とする。</p>	
	大宮	<p>【1日あたりの利用者数目標 17人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容の資質向上のため、接遇研修や介護研修等に参加する。 ・すべての利用者の心身を含む健康状況を注視するとともに、何らかの配慮を必要とする利用者には家族や関係者と連絡を取り万全の対応を行う。 ・地域包括支援センターと連携し、利用者の生活相談を行うほか、新たな利用者の確保に努める
		久美浜

(3) 在宅生活支援事業

事業名及び事業目的	事業達成目標及び具体的施策	
食の自立支援サービス事業（受託：網野）		
<p>高齢者や障害等で食事の調理が困難な方やさまざまな病態に対応した食事が必要な方を中心に、配食サービスを通じて栄養改善や生活支援を行う。</p>	<p>在宅において安心して健全な食生活がおくれるよう、利用者毎に把握した食事内容に基づく栄養バランスに留意した配食サービスを実施する。配達時には必ず利用者の安否確認や健康状態等確認するとともに、異常を発見したときは適切な処置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病態に応じた治療食の提供も実施できることから、利用者の病態や健康状態を的確に把握し、適切な食事内容となるよう調整する。 ・栄養改善や献立技術の向上を図るための研修に参加する。 ・衛生管理を徹底する。 	

福祉サービス利用援助事業 ※本会主体の地域生活支援事業	
<p>各種福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関して、自分ひとりでは判断が難しい方々が地域で安心して暮らせるために支援する。</p>	<p>利用者が日常生活の中で権利を制限されたり侵害されることのないよう、利用者の意志を尊重し、地域において自立した生活が送れるよう専門性を活かした支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務従事者の専門性を高めるために研修会等に参加する。 ・生活支援員研修を実施する。 ・利用者支援に携わる関係者や機関、事業所を対象に、事例についての研修会を7月に開催する。 ・市福祉事務所との連携を強化する。 ・生活支援員の確保と事務経費を支援する。 ・成年後見制度における法人後見について研究を行う。
福祉有償運送事業 ※本会主体の地域生活支援事業	
<p>一般の公共交通機関等を利用することが困難な方に対し、利用者の居宅と医療機関、公共機関等との間を移送用車両で送迎し、在宅福祉の向上を図る。</p>	<p>需給調整を的確に行うとともに、移送中の利用者の安全確保や法令順守による安全運転を徹底する。また、運行体制のあり方について協議し、より安定した体制で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者会議を定期開催し、事業全体の把握と運行体制について協議する。 ・運転協力者の確保と事故防止や運転技術向上のための研修会を開催し、安定した運行体制を整える。 ・利用者の負担軽減のための利用料金減免制度の徹底を図る。
雪下ろし・雪すかし事業 ※住民が担い手となって行うサービス	
<p>大雪の被害により日常生活に支障をきたす高齢者世帯及び障害者世帯等に対して、降雪状況や家屋の状況等を勘案し、雪下ろしや雪すかしを行う。</p>	<p>高齢者世帯及び障害者世帯等が積雪時に生活しやすい環境を整えるため、区内で協力し合う体制づくりの推進と、円滑な事業実施に向けた支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年1月から2月に発生した雪害の課題を生かして、事業内容の見直しと検討を行う。 ・ボランティア協力者の確保が困難な地区等、地区の事情を考慮した支援体制を検討する。 ・市及び関係機関への事業の理解と協力を求め、連携を密に円滑な事業実施を推進する。
在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業 （受託：久美浜）	
<p>在宅の重度の身体障害者の生活を支援し、訪問により入浴</p>	<p>実施体制を充実させ、効果的なサービス提供に努める。</p>

サービスを提供することでその家族等の負担の軽減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や家族のニーズに応じたサービスの提供を行う。 ・関係機関が実施する会議や研修会に参加するとともに、関係機関と連携を図る。
障害福祉サービス（居宅介護事業）（久美浜）	
利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活が営むことができるよう、身体介護・家事援助等、生活全般の援助を行う。	<p>質の高いサービスを提供し、利用者の居宅生活を援助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者や家族のニーズを把握し、効果的なサービスを提供する。 ・関係機関が実施する会議や研修会に参加するとともに、市障害者福祉課、障害者生活支援センター等との連携を図る。

4. 介護保険事業 事業計画

（1）居宅介護事業

事業名及び事業目的	事業達成目標及び具体的施策
訪問介護・介護予防事業（久美浜）	
利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における生活の援助を行う。	<p>各事業所の居宅介護支援専門員等と連携し、サービスの質（接遇対応・信頼される技術）の向上を図る。事業実施に際しては、包括支援センター、居宅介護支援事業所、在宅介護サービス事業者等との常時連携に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価を受診する。 ・利用者や家族のニーズを把握し、効果的なサービスを提供する。 ・関係機関が実施する会議や研修会に参加し、連携を図る。 ・登録ヘルパーの体制強化を図る。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業（久美浜）	
利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔保持及び心身の機能維持を図る。	<p>介護保険における訪問入浴事業として入浴援助を行うほか、身体の清潔保持、心身機能の維持等に配慮する。介護予防訪問入浴においては、利用者の自立を支援し、生活意欲の促進を図る。事業実施に際しては、訪問介護ステーション、居宅介護支援事業所、居宅介護サービス事業者等との情事連携に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価を受診する。 ・希望調査による休日等の訪問。

- ・研修に参加し入浴介助技術の向上を図る。
- ・居宅介護支援事業所等との連携強化を図る。

(2) 通所介護事業

事業名及び事業目的	事業達成目標及び具体的施策
<p>通所介護・介護予防通所介護事業（受託：網野）</p> <p>要介護及び要支援と認定された高齢者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の支援や機能訓練を行うことで、社会的孤立の解消や心身機能の維持並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。</p>	<p>介護計画に基づいて、常に利用者の心身の状況を把握し、それぞれの利用者が力を生かして日常生活を営めるよう、生活指導や機能訓練等必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の利用者に対しては、その特性に対応したサービスを提供する。 ・介護者の精神的負担の軽減と、利用者家族と職員の関係づくりを目的に、「介護家族交流会」を実施する。 ・煩雑化している事務を見直して効率を図り、より充実したサービス提供を実現する。

(3) 介護保険施設事業

事業名及び事業目的	事業達成目標及び具体的施策
<p>老人保健施設事業 短期入所療養介護事業／介護予防短期入所療養介護事業 通所リハビリテーション事業／介護予防通所 リハビリテーション事業 居宅介護支援事業</p>	<p>京丹後市の老人保健施設として「ふくじゅ施設サービス運営規程」に基づき、利用者の自立及び在宅復帰を目標に施設の機能と役割を発揮する。また、今後の施設運営については市と審議検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者本位の施設づくりを目指す。 ・家族との交流の充実を図る。 ・職員の資質向上を図る。

- ・連携の強化。
- ・安全管理の強化。
- ・利用者及び収入の増を図る。

5. 生活支援事業 事業計画

事業名及び事業目的	事業達成目標及び具体的施策
生活福祉資金貸付事業 ※本会主体の地域生活支援事業	
<p>低所得者、障害者、高齢者の世帯を対象に、資金の貸付と民生委員による生活支援などにより、経済的自立と安定した生活の推進を図る。</p>	<p>市や民生委員他の福祉機関等と連携を図り、資金を必要とする世帯の生活状況を把握し、貸付と生活支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京丹後市消費生活センターや京丹後多重債務相談支援室等と連携し適格で迅速な貸付に努める ・生活福祉資金相談体制整備事業による相談員を設置し、資金の周知並びに効果的な貸付を図る。 ・世帯の生活課題や解決すべき課題を把握する。 ・民生委員の協力を得ながら、滞納世帯の生活課題を把握し償還指導を行う。
祭壇貸付事業（久美浜）	
<p>自宅で葬儀を希望される方へ貸付支援をする。</p>	<p>自宅で葬儀を希望される利用者への貸付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祭壇の整備、保管、貸付支援をする。